

第2章

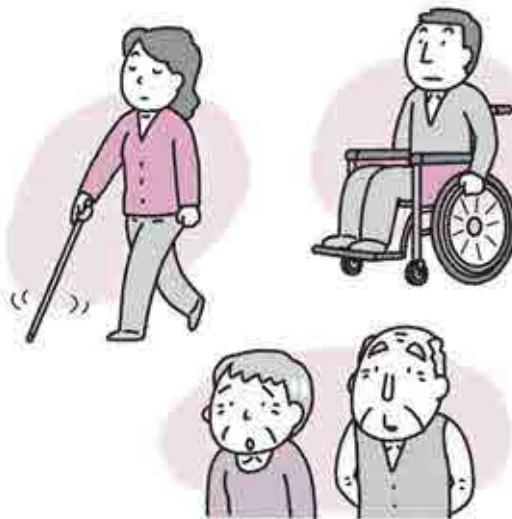
要配慮者への支援

要配慮者とは

「要配慮者」とは、高齢者・障害者・乳幼児など大地震などの災害が起こったとき、特に配慮が必要な方々です。

平成23年の東日本大震災では、被災地全体の死者数のうち65歳以上の高齢者の死者数は約6割であり、障害者の死亡率は被災住民全體の死亡率の約2倍に上るなど、要配慮者の死者が非常に多いことがわかつています。

要配慮者には、災害時の安否確認や避難誘導、避難生活での支援が特に必要となります。この章では、要配慮者の支援にかかる以下の3項目について、説明します。



1. 避難拠点で求められる配慮

要配慮者は、避難拠点内で支援や情報が届かず孤立してしまう恐れがあり、個別の対応（p.48～51）が求められる場合があります。

しかし、要配慮者は、外見からは判別ができないことも多く、また、LGBTの方など自分から状況や要望を伝えることが難しい方もいることから、支援してほしい内容を聞き取るなど、状況の把握に努める必要があります。

2. 避難拠点での生活が困難な方の受け入れ先

まずは避難拠点内に設置された要配慮者用の居室へ誘導しますが、要配慮者の状態によっては、避難拠点での生活が困難な方もいます。困難の度合いにより、福祉避難所（p.52、53）への受け入れを要請します。

3. 避難拠点を活用した災害時の安否確認の仕組み

要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが難しく、支援を必要とする方々を「避難行動要支援者」といいます。

区では「避難行動要支援者名簿」を避難拠点に配備し、避難拠点を活用した大地震発生時の安否確認の仕組みを構築しています。